



平成27年11月2日

各位

会社名 沖電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員川崎秀一
コード番号 6 7 0 3 東証第1部
問合せ先 I R 室 長 山内篤
電話番号 03 - 3501 - 3836

子会社の仲裁手続に関するお知らせ

当社子会社である沖電気金融設備（深圳）有限公司は中国のATM販売パートナーである深圳市怡化電腦実業有限公司に対する売掛債権に関し、同社を被申立人として仲裁手続きの申し立てを行っていましたが、今般仲裁のための手続き完了が確認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仲裁機関

華南国際経済貿易仲裁委員会

2. 手続き完了の確認日

2015年11月2日

3. 仲裁手続の申し立てに至った経緯

沖電気金融設備（深圳）有限公司（以下、「OBSZ社」という。）は、2012年12月より深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業社」という。）とATM売買契約を締結し、怡化実業社を通じて中国国内でATMの販売を行ってまいりました。しかし、怡化実業社は、OBSZ社の商品販売代金について正当な理由なくその支払を滞留させました。このためOBSZ社は怡化実業社への製品販売を停止し、速やかな契約の履行を求めて継続的に協議し和解に向けた努力を重ねてまいりました。しかしながら今日まで合意に至らず、OBSZ社は怡化実業社に対して未回収となっている商品販売代金の支払を求め、華南国際経済貿易仲裁委員会へ仲裁手続きの申し立てを行いました。本日、手続きの完了が確認されたものです。

4. 当該仲裁手続きの内容および請求金額

- (1) 内容 ATM売買契約に基づく商品販売代金および損害賠償金
- (2) 請求金額 1,134,232千人民元（約215億円）

5. 今後の見通し

当社およびOBSZ社は契約に基づく正当な権利を主張してまいります。同時に引き続き和解の可能性も追求してまいります。なお、当該仲裁手続きが当社の業績に与える影響等については現在精査中です。今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以上